

石川県公報

令和8年3月31日(火曜日)

号外

(第23号)

目次

訓令			
○石川県労働委員会事務局処務規程の一部改正 (労働委員会事務局)	1	○電磁的記録を使用して行うことができる保存の廃止	3
		選挙管理委員会	
		○石川県選挙管理委員会組織運営規程の一部改正	3
議会		監査委員	
○石川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程	1	○石川県監査委員事務局処務規程の一部改正	3
○石川県議会議事局文書取扱規程の一部改正	2	○石川県監査委員監査基準の一部改正	4
公安委員会			
○石川県公安委員会の所管する保存等に係る石川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則を廃止する規則	3		

訓令

石川県訓令第5号

石川県労働委員会事務局

石川県労働委員会事務局処務規程(昭和39年石川県訓令第32号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

石川県知事 山野之義

第10条の表第38条及び第40条の項中「第40条」を「第40条第1項」に改め、同表第44条第1項の項中「第44条第1項」を「第40条第2項及び第43条第4項ただし書」に改め、同表第44条第5項及び第47条第3項の項中「第44条第5項及び」を削り、同表第48条第1項及び第49条第1項の項中「第48条第1項」を「第48条」に改める。

附則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

議会

石川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和八年三月三十一日

石川県議会議長 不破大仁

石川県議会規程第一号

石川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

石川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程(令和五年石川県議会規程第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「第十九条の四第一項第五号」を「第十九条の四第一項第四号」に改め、同条第十六号中「第十二条第三項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第二百一条の二第一項に規定する被保険者番号等」に改める。

別記様式第二号、別記様式第十一号及び別記様式第十七号中「又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)」を削る。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第三條第五号の改正規定は、同年六月十四日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の石川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

石川県議会事務局規程第1号

石川県議会事務局文書取扱規程（平成5年石川県議会事務局規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

石川県議会議長 不破 大 仁

第1条の2第1号中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)」を削り、同条中第3号及び第4号を削り、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。

(3) 電磁的記録媒体 電磁的記録に係る記録媒体をいう。

第12条第2項中「電子文書を除く文書」を「文書（電磁的記録を除く。）」に改める。

第15条中第5項を削り、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 起案文書には、伺い文その他県総務課長が別に定める事項を記載しなければならない。

第17条から第19条までを次のように改める。

第17条から第19条まで 削除

第29条第6項中「電子署名」を「前項に定めるもののほか、電子署名」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 電子契約（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により契約書に代わる電磁的記録が作成される契約をいう。）における電子署名の取扱いについては、県総務課長が別に定める。

第31条第1項中「電子文書」を「電磁的記録」に改める。

第31条の2（見出しを含む。）中「電子文書」を「電子メールによる電磁的記録」に改める。

第36条中「電子文書」を「電磁的記録」に改め、同条に次の1項を加える。

2 未完結文書（電磁的記録に限る。）は、各課において整理し、県総務課長が別に定めるところにより、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により保存しなければならない。

第37条中「完結文書」の次に「(電磁的記録を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 完結文書（電磁的記録に限る。）は、県総務課長が別に定める方法により分類整理しなければならない。

第39条第1項中「以下この条、第41条及び第43条」を「次項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 完結文書（保存期間が1年以上の電磁的記録に限る。）は、文書管理システムにより整理し、及び保存しなければならない。ただし、文書管理システムにより難しいとき又はこれによることが適当と認められないときは、各課において整理し、消滅、改ざん、漏えい等が生じないように、県総務課長が別に定めるところにより、第36条第2項に規定する方法により保存することができる。

第40条を次のように改める。

第40条 削除

第40条の2を削る。

第41条第1項中「別記様式第18号」を「別記様式第17号」に改め、同条第3項中「第39条」を「第39条第1項又は第2項」に改め、「完結文書」の次に「(電磁的記録を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第39条第4項の規定により完結文書（保存期間が1年以上の電磁的記録に限る。）を整理するときは、県総務課長が別に定める方法により、文書の検索を行うことができるようにしなければならない。

第43条第2項を削る。

別記様式第17号を削り、別記様式第18号を別記様式第17号とする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

公 安 委 員 会

石川県公安委員会の所管する保存等に係る石川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

石 川 県 公 安 委 員 会

石川県公安委員会規則第二号

石川県公安委員会の所管する保存等に係る石川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則を廃止する規則

石川県公安委員会の所管する保存等に係る石川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成十八年石川県公安委員会規則第四号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

石川県公安委員会告示第25号

電磁的記録を使用して行うことができる保存(平成18年石川県公安委員会告示第38号)は、令和8年3月31日限り廃止する。

令和8年3月31日

石 川 県 公 安 委 員 会

選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第59号

石川県選挙管理委員会組織運営規程(昭和56年石川県選挙管理委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

第20条の表第8条第1項及び第4項、第35条第1項、第44条第1項の項中「**第四十四**条第1項」を「**第四十**条第1項、**第四十三**条第四項ただし書」に改め、同表第14条第3項の項の次に次のように加える。

第三十一 条第四項、第四十 条第一項、第四十八 条	所 属 長	書記長又は事務局長
---------------------------	-------	-----------

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

監 査 委 員

石川県監査委員規程第2号

石川県監査委員事務局処務規程(昭和39年石川県監査委員規程第3号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

石 川 県 監 査 委 員

第12条の表第7条第3項、第10条第1項第2号、第11条第1項、第14条第3項、第32条、第33条第1項及び第5項並びに第57条の項中「、第32条」を削り、同項の次に次のように加える。

第7条の2、第8条第4項、第9条第2項、第3項並びに第4項第1号及び第2号、第28条、第31条第4項、第38条、第40条第1項、第47条第3項及び第4項、第48条、第49条第1項並びに第60条	所 属 長	課 長
--	-------	-----

第12条の表中

第11条第1項から第4項まで、第14条第1項、第31条第4項及び第5項、第33条第1項から第4項まで並びに第37条

第11条第1項及び第2項第1号から第3号まで、第14条第1項、第29条並びに第30条

を

第11条第1項から第4項まで、第14条第1項、第19条第4項、第31条第4項から第6項まで、第33条第1項から第4項まで、第37条、第40条第2項、第41条第2項、第43条第4項及び第46条第4項

第11条第2項第1号から第3号まで、第29条及び第30条

に改め、同表第

7条の2、第8条第4項、第9条第2項、第3項並びに第4項第1号及び第2号、第28条、第31条第4項、第38条、第40条、第44条第5項、第47条第3項及び第4項、第48条第1項、第49条第1項並びに第60条の項を削る。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

石川県監査委員告示第1号

石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

石 川 県 監 査 委 員

第14条第2項中「報告について」を「報告については」に改め、「提出する」の次に「ことができる」を加え、「勧告する」を「は勧告することができる」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。